

## 先物・オプションマーケット

### 先物・オプション取引における証拠金及び値洗い制度の改正要綱について

本所は、去る7月21日に「先物・オプション取引における証拠金及び値洗い制度の改正要綱」(別紙)を決定した。これは、昨年3月に決定していた決済時限の短縮(対応に時間がかかるため実施時期については平成10年中を目途とした。)を実施し、併せて証券取引法改正により証拠金差入れについて法律構成が変更になることに対応する所要の規則改正等を行うこととしたものである。実施は、平成10年11月30日の予定である。以下、改正の概要を述べる。

#### 1 委託取引に係る証拠金

現在は顧客が差し入れる証拠金が委託証拠金、正会員等が取引所に差し入れる証拠金が取引証拠金という区分になっている。今般の証券取引法改正により、顧客が直接取引所に預託するという法律構成に変更されるのに伴い、本所規定上も顧客が直接取引所に取引証拠金を預託することとなり、正会員等はその代理人として本所への預託、引出しを行うこととなる。また、現行は顧客が正会員等に証拠金を差し入れてから3日を経過していない場合や書面による同意を得た場合には、顧客が預託したものに代えて正会員等が保有する現金又は有価証券に代えて本所に預託することができる(差換預託)こととなっているが、改正後もこの差換預託については同様の扱いができることとする。

#### 2 受入証拠金の計算方法

これまでは先物取引の決済代金やオプション取引の取引代金と受入証拠金の計算は別々に行っていたが、受入証拠金の計算に先物取引の確定損益及びオプション取引の取引代金等を含めることとする。これにより、顧客と正会員等との間の金銭の授受を一本化することが可能となる。

#### 3 証拠金の差入時限及び決済時限

デフォルト発生時に債務不履行額が膨らみ、他の正会員等が被るリスクを抑えるために、証拠金の差入時限及び決済時限の短縮を行うこととした。現在、顧客-会員間の差入時限は義務発生日から起算して3日目、決済時限は取引日から起算して4日目、正会員-取引所間の差入時限及び決済時限については義務発生日、取引日から起算して4日目の日となっているが、これらは基本的に全て翌日に短縮される。顧客と正会員等との間の差入時限、決済時限の時刻の定めに関しては、各正会員等の判断に委ねられることになる。また、顧客が非居住者の場合については、差入時限、決済時限とも翌々日までと例外規定を設けている。

#### 4 値洗い差金、取引代金の自己・委託別の計算等

呼値については既に自己・委託別に行うこととなっているが、値洗い差金、取引代金についても自己・委託別に分別して計算することとする。また、転売・買戻しの申告についても自己・委託別に行うこととする。

#### 5 差入の際の明示事項

証券取引法の改正により、顧客が取次者(正会員等に対する取引の委託の取次ぎを引き受けた者)である場合で、取引が委託の取次ぎによるものであるときは、取次者は、正会員等に対し、その旨及び当該取次者が差し入れる証拠金が申込者(取引の委託の取次ぎを申し込んだ者)から差し入れられたものか、それに代えて申込者の同意を得て取次者の保有する金銭又は有価証券により差し入れるものかの別を明らかにするものとする。

また、正会員等も本所に取引証拠金を預託する場合には、直接預託分、差換預託分、及び自己分に区分して本所に預託するものとし、前述のような取次者の委託の取次ぎに係る証拠金が含まれる場合は、取次者が差し換えて預託したものについては他の直接預託分と区分して預託するものとする。本所も、上記の4つの区分に従って証拠金を管理する。

(K.K)

(別紙)

先物・オプション取引に係る証拠金及び値洗い制度の改正要綱

平成10年 7月21日  
大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
1 委託取引に係る証拠金		
(1) 顧客が差し入れる証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客は、以下の項目の内容に従って、証拠金を正会員又は特別参加者（以下「正会員等」という。）に差し入れるものとする。 この場合、顧客が正会員等に差し入れる証拠金のうち、現金不足額として差し入れる金銭以外の金銭及び有価証券については、取引証拠金又は委託証拠金として差し入れるものとする（当該委託証拠金を「当初委託証拠金」という。以下同じ。）。</li> <li>また、顧客が正会員等に現金不足額として差し入れる証拠金のうち、先物取引における計算上の損失額に係る金銭については、委託証拠金として差し入れるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等が顧客の建玉に係る取引証拠金の本所への預託を、顧客から差し入れられた金銭又は有価証券に代えて、正会員等が保有する金銭又は有価証券により行う場合には、顧客が正会員等に差し入れる証拠金は委託証拠金として取扱う。（1(2)③参照）</li> </ul>
① 証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客が差し入れる証拠金所要額は、株価指数先物取引（以下「先物取引」という。）並びに株券オプション取引及び株価指数オプション取引（以下「オプション取引」という。）について、商品ごと銘柄ごとに計算した額の合計額以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算方法については現行どおり。</li> </ul>
② 受入証拠金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入証拠金の総額は、先物取引及びオプション取引について顧客から証拠金として差し入れられている金銭及び有価証券の額に、先物取引における計算上の損益額及び未決済の決済損益額並びにオプション取引における未決済の取引代金（株価指数オプション取引における権利行使に伴う差金を含む。）を加減し、顧客の負担すべき額で正会員等が必要と認める額を差し引いて計算するものとする。</li> <li>(注) 1 計算上の損益額（計算上の利益額又は計算上の損失額）は、先物取引における相場の変動に基づく利益と損失の差引額から計算上の利益の払出し額を差し引いた損益額（利益額又は損失額）とする。</li> <li>2 未決済の決済損益額（未決済の決済利益額又は未決済の決済損失額）及び取引代金は、顧客との間で決済を終了していないものをいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入証拠金を計算する際の有価証券の評価は、計算する日の前日の時価により行う。</li> <li>計算上の損益額は、先物取引のすべての建玉（当日取引分を含む。）について合算（差引き）して計算する。</li> </ul>
③ 証拠金の差入れ及び維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客は、総額の不足額又は現金不足額が生じたときは、いずれか大きい額に相当する金銭又は有価証券を、正会員等の請求に基づき、当該正会員等に証拠金として差し入れるものとする。</li> <li>(注) 1 総額の不足額は、受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の不足額とする。</li> <li>2 現金不足額は、顧客から差し入れられた金銭の額に、先物取引における計算上の損益額及び未決済の決済損益額並びにオプション取引における未決済の取引代金（株価指数オプション取引における権利行使に伴う差金を含む。）を加減し、顧客の負担すべき額で正会員等が必要と認める額を差し引いた額が、0に満たない場合の不足額とする。</li> </ul>	
④ 証拠金の差入れ時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客が差し入れる証拠金は、総額の不足額又は現金不足額が生じた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の正会員等が指定する時刻までに、当該正会員等に差し入れるものとする。</li> <li>ただし、顧客が非居住者の場合には、当該不足額が生じた日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の当該正会員等が指定する時刻までに差し入れるものとする。</li> <li>(注) 「非居住者」とは、外為法第6条第1項第6号に定める非居住者をいう。</li> </ul>	
⑤ 証拠金の有価証券による代用	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客が差し入れる証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。ただし、現金不足額に相当する証拠金は金銭により差し入れるものとする。</li> <li>代用有価証券の範囲は、本所が定めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証拠金を有価証券により差し入れる場合の当該有価証券の評価は、差し入れる日の2日前（休業日を除外する。）の日の時価により行う。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
⑥ 差入れの際の明示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客が取次者である場合で、取引が委託の取次ぎによるものであるときは、取次者は、正会員等に対し、その旨及び当該取次者が差し入れる証拠金が申込者から差し入れられたものか、それに代えて申込者の同意を得て取次者の保有する金銭又は有価証券により差し入れるものかの別を明らかにするものとする。</li> <li>(注)1 「取次者」とは、正会員等に対する取引の委託の取次ぎを引き受けた者をいう。</li> <li>2 「申込者」とは、取引の委託の取次ぎを申し込んだ者をいう。</li> </ul>	
⑦ 証拠金の引出しの制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回る場合を除き、顧客から証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならないものとする。</li> </ul>	
⑧ 計算上の利益の払出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、先物取引における相場の変動により顧客に計算上の利益額が生じた場合において、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回るときは、その超過額を限度として当該計算上の利益額を顧客の請求に応じ金銭により払い出すことができるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、顧客に払出しを行っていない計算上の利益額について、他の預り資産と同様の方法により管理するものとする。</li> </ul>
⑨ 他の取引所との通算	<ul style="list-style-type: none"> <li>総額の不足額が生じている場合に、国内の他の証券取引所の先物・オプション取引（以下「指定先物・オプション取引」という。）において受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときは、当該総額の不足額と指定先物・オプション取引における証拠金の余剰額とを通算できることとし、通算後なお差入れが必要な場合に限り、通算後の不足額に相当する証拠金を差し入れれば足りるものとする。</li> <li>現金不足額が生じている場合に、指定先物・オプション取引において金銭の引出し又は計算上の利益の払出しが可能であるときは、当該現金不足額と指定先物・オプション取引における金銭の引出し等可能額とを通算できることとし、通算後なお差入れが必要な場合に限り、通算後の不足額に相当する金銭を差し入れれば足りるものとする。</li> </ul>	
(2) 正会員等が預託する取引証拠金		
① 委託取引に係る取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託取引に係る取引証拠金所要額（直接預託分及び差換預託分の合算）は、先物取引及びオプション取引の委託に係る建玉について、商品ごと銘柄ごとに計算した額の合計額以上とする。</li> <li>正会員等は、各顧客の商品ごと銘柄ごとの売り買い差引建玉を売り買いごとに全顧客合計した建玉を、当日の午後6時（半休日においては午後2時）までに本所に申告するものとする。</li> <li>正会員等は、本所の請求に応じて、顧客ごとの証拠金額を本所に申告するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算方法については現行どおり。</li> <li>取引終了後、取引証拠金所要額を取引用端末に表示する（自己分の取引証拠金についても同様）。</li> </ul>
② 直接預託の場合の取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、取引証拠金として顧客から差し入れられた金銭及び有価証券を、直接預託分の取引証拠金として本所に預託するものとする。</li> <li>ただし、顧客が差し入れた日から3日（休業日を除外する。）を経過していない場合には、顧客から取引証拠金として差し入れられた金銭又は有価証券に代えて、当該金銭及び有価証券に相当する額の正会員等が保有する金銭又は有価証券により、差換預託分の取引証拠金として本所に預託することができるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、顧客の代理人として顧客の取引証拠金の本所への預託、引出しを行う。</li> <li>差換預託分の取引証拠金の代用有価証券の範囲及びその評価方法については、顧客が差し入れる証拠金におけるそれと同様。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
③ 差換預託の場合の取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、顧客の書面による同意がある場合には、顧客から当初委託証拠金として差し入れられた金銭又は有価証券に代えて、当該金銭及び有価証券に相当する額の正会員等が保有する金銭又は有価証券により、差換預託分の取引証拠金として本所に預託することができるものとする。(この場合、顧客は委託証拠金として正会員等に差し入れる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、顧客から当初委託証拠金として差し入れられた金銭及び有価証券について、他の預り資産と同様の方法により管理するものとする。</li> <li>正会員等は、顧客の請求に応じて、差換預託の状況を顧客に報告するものとする。</li> </ul>
④ 取引証拠金の追加預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、本所に預託している直接預託分の取引証拠金又は差換預託分の取引証拠金が顧客の証拠金所要額に満たない場合には、当該所要額との差額に相当する額の金銭又は有価証券を、差換預託分の取引証拠金として本所に預託しなければならない。</li> </ul>	
⑤ 取引証拠金の預託時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引証拠金は、預託義務が発生した日の翌日の正午(半休日においては午前11時)までに預託するものとする。</li> </ul>	
2 自己取引に係る取引証拠金		
(1) 取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己取引に係る取引証拠金所要額は、先物取引及びオプション取引の自己計算による建玉について、商品ごとと銘柄ごとに計算した額の合計額以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算方法については現行どおり。</li> </ul>
(2) 取引証拠金の有価証券による代用	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己取引に係る取引証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。</li> <li>代用有価証券の範囲は、本所が定めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代用有価証券の範囲及びその評価方法については、顧客が差し入れる証拠金におけるそれと同様。</li> </ul>
(3) 取引証拠金の追加預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、本所に預託している自己取引分の取引証拠金が取引証拠金所要額に満たない場合には、当該所要額との差額に相当する取引証拠金を本所に預託しなければならない。</li> </ul>	
(4) 取引証拠金の預託時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引証拠金は、預託義務が発生した日の翌日の正午(半休日においては午前11時)までに、正会員等が本所に預託するものとする。</li> </ul>	
3 正会員等の取引証拠金の預託方法及び本所における管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、本所に預託する取引証拠金について、直接預託分、差換預託分及び自己分に区分して、本所に預託するものとする。さらに、直接預託分については、取次者の委託の取次ぎに係る取引証拠金のうち、申込者から差し入れられた証拠金に代えて取次者の保有する金銭又は有価証券により差し入れられた取引証拠金を、他の直接預託分の取引証拠金と区分して、本所に預託するものとする。</li> <li>本所は、正会員等から預託を受けた取引証拠金について、上記区分に従って管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品ごとの区分は要しない。</li> </ul>
4 先物取引における正会員等間の値洗い		
(1) 値洗いに係る差金の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等間における先物取引に係る値洗いは毎日行うこととし、正会員等ごとに引直差金及び更新差金を自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して算出し、同一正会員等の先物取引に係る総支払金額と総受入金額との差引額を本所を通じて授受するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引終了後、値洗い差金を取引用端末に表示する(オプション取引の取引代金についても同様)。</li> <li>先物取引における値洗いに係る差金は、オプション取引における取引代金及び株価指数オプション取引における権利行使に伴う差金と合算(差引)して授受する。</li> </ul>
(2) 決済時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>値洗いに係る差金の授受については、支払正会員等による本所への支払いは差金が生じた日の翌日の午後1時まで、受領正会員等による本所からの受領は差金が生じた日の翌日の午後3時以降速やかに行うものとする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
(3) 先物取引に係る最終決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等は、先物取引において、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、取引最終日から起算して3日目の日(SQ日の翌日、以下「最終決済期日」という。)に最終決済を行うものとする。</li> </ul>	
5 先物取引における顧客の決済 (1) 決済のために授受する金銭	<ul style="list-style-type: none"> <li>先物取引において、正会員等と顧客との間で決済のために授受する金銭は、転売又は買戻しによる決済については売約定指数と買約定指数との差に相当する金銭、最終決済を行う場合については約定指数と最終清算指数との差に相当する金銭とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客は委託の都度、新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの別を正会員等に指示することが、現行においても受託契約準則により義務付けられている。決済時限等を短縮した場合、円滑な事務処理を可能とするためには、これをより徹底する必要がある。</li> </ul>
(2) 決済時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>先物取引において、顧客が決済を行う場合に損失が生じているときは、当該額の金銭を、転売又は買戻しを行った日の翌日又は最終決済期日の正会員等が指定する時刻までに、正会員等に差し入れるものとする。 ただし、顧客が非居住者の場合には、転売又は買戻しを行った日から起算して3日目の日又は最終決済期日の翌日の正会員等が指定する時刻までに差し入れるものとする。</li> <li>先物取引における決済損失額については、金銭の額(現金不足額が生じ金銭を差し入れた場合の当該金銭の額を含む。)、先物取引における計算上の利益の払出し可能額若しくは未決済の決済利益額又はオプション取引における未決済の売付け代金と、受入証拠金の計算上、決済日に相殺することとし、これにより決済したものとする。</li> </ul>	
6 オプション取引における取引代金の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等との授受</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>正会員等との授受する取引代金は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して算出し、同一正会員等のオプション取引に係る総支払金額と総受入金額との差引額を、本所を通じて授受するものとする。 この場合において、支払正会員等による本所への支払いは取引が成立した日の翌日の午後1時まで、受領正会員等による本所からの受領は取引が成立した日の翌日の午後3時以降速やかに行うものとする。</li> </ul>	
(2) 正会員等と顧客との間の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>買方顧客は、取引代金を、買付けを行った日の翌日の正会員等が指定する時刻までに、正会員等に差し入れるものとする。 ただし、買方顧客が非居住者の場合には、買付けを行った日から起算して3日目の日の正会員等が指定する時刻までに差し入れるものとする。</li> <li>オプション取引における買付け代金については、金銭の額(現金不足額が生じ金銭を差し入れた場合の当該金銭の額を含む。)、先物取引における計算上の利益の払出し可能額若しくは未決済の決済利益額又はオプション取引における未決済の売付け代金と、受入証拠金の計算上、決済日に相殺することとし、これにより決済したものとする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>7 オプション取引における権利行使</p> <p>(1) 権利行使の申告</p> <p>(2) 権利行使の割当</p> <p>(3) 株価指数オプション取引における権利行使に伴う差金の授受</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 買方正会員等の権利行使の申告は、銘柄ごとに自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して、権利行使数量を権利行使日の以下に掲げる時刻までに本所に行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 株券オプション取引 : 午後5時</li> <li>b 株価指数オプション取引: 午後5時</li> </ul> </li> <li>• 買方顧客の権利行使の申告は、銘柄ごとに権利行使数量を権利行使日の以下に掲げる時刻までに正会員等に指示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 株券オプション取引 : 午後3時45分</li> <li>b 株価指数オプション取引: 午後4時</li> </ul> </li> <li>• 本所は、権利行使の申告を受けた場合には、売方正会員等の建玉に対して割当てを行い、割当てに係る数量を自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して、当該正会員等に通知するものとする。</li> <li>• 株価指数オプション取引において、正会員等の間で権利行使に伴い授受する差金は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して算出し、同一正会員等の総支払金額と総受入金額との差引額を、本所を通じて授受するものとする。 この場合において、支払正会員等による本所への支払いは権利行使日の翌日の午後1時まで、受領正会員等による本所からの受領は権利行使日の翌日の午後3時以降速やかに行うものとする。</li> <li>• 株価指数オプション取引において、権利行使の割当てを受けた顧客は、権利行使に伴う差金を、権利行使日の翌日の正会員等が指定する時刻までに、正会員等に差し入れるものとする。 ただし、権利行使の割当てを受けた顧客が非居住者の場合には、権利行使日から起算して3日目の日の正会員等が指定する時刻までに差し入れるものとする。</li> <li>• 顧客の株価指数オプション取引における権利行使に伴う差金については、金銭の額（現金不足額が生じ金銭を差し入れた場合の当該金銭の額を含む。）、先物取引における計算上の利益の払出し可能額若しくは未決済の決済利益額又はオプション取引における未決済の売付け代金と、受入証拠金の計算上、決済日に相殺することとし、これにより決済したものとする。</li> </ul>	
<p>8 その他</p> <p>転売又は買戻しの申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 正会員等は、転売又は買戻しを行った場合には、転売又は買戻しの別及び数量を自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して当日の午後5時（半休日においては、午後1時）までに本所に申告するものとする。</li> </ul>	
<p>9 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成10年11月30日から実施する。</li> </ul>	